

子ども・子育て新制度における利用者負担額（令和元年10月～）

【1号及び2・3号共通事項】

1. 利用者負担額は父母の市町村民税所得割額（調整控除後）を基に算定します。
住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除を適用する前の金額を用います。
父母がともに非課税で、同居の祖父母がいる場合は、当該祖父母を家計の主宰者とみなし、当該祖父母の市町村民税所得割額を基に算定します。
2. 未婚のひとり親世帯については、区役所支援課への申請により、寡婦控除をみなし適用した場合の市町村民税所得割額を基に算定します。具体的な手続きについては、各区支援課にお問い合わせください。
3. 利用者負担額とは別に、各施設が設定する費用がかかる場合がありますので、施設へご確認ください。

（お知らせ）

平成30年9月分以降の利用者負担額算定に係る市町村民税率の取扱いについて
平成30年度より、さいたま市を含む政令指定都市において、市民税率が以下のとおり変更となりました。

（従前） 市民税率：6% 県民税率：4%



（変更後） 市民税率：8% 県民税率：2%

※一部、独自にその他の税率を設定している自治体を除く

平成30年度市町村民税額により算定される平成30年9月分以降の利用者負担額は、さいたま市をはじめその他の政令市で課税されている方についても、従前の税率（6%）に換算された市民税額を用いて算定を行います。

【1号：教育標準時間認定】

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定 義	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税をいう。以下同じ。）の所得割額が市町村民税所得割非課税世帯である世帯及び教育・保育給付認定保護者が養育里親等である世帯	0円
第3	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯	0円
第4	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円以上211,201円未満である世帯	0円
第5	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が211,201円以上である世帯	0円

【2号（保育認定・3歳以上児）及び3号（保育認定・3歳未満児）】

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） 、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯	0円	0円	0円	0円	
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3		市町村民税均等割額のみ世帯	8,000円	7,800円	0円	0円
第4		市町村民税所得割課税額	10,000円	9,800円	0円	0円
第5		48,600円未満	12,500円	12,200円	0円	0円
第6		48,600円以上63,900円未満	19,500円	19,100円	0円	0円
第7		63,900円以上97,000円未満	33,000円	32,400円	0円	0円
第8		97,000円以上137,600円未満	44,000円	43,200円	0円	0円
第9		137,600円以上169,000円未満	55,000円	54,000円	0円	0円
第10		169,000円以上301,000円未満	60,000円	58,900円	0円	0円
第11		301,000円以上397,000円未満	72,800円	71,500円	0円	0円
		397,000円以上				

(注1) 表中の児童年齢については、各年度の4月1日時点の満年齢となります。

(注2) 多子世帯等の利用者負担額軽減は以下のとおりです。

- ①同一世帯から2人以上の児童が認可保育所等に在籍している場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
※「保育園等に在籍」とは、認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援を利用している場合を指します。
- ②ひとり親家庭及び在宅障害者（児）がいる世帯で、市町村民税所得割額の合計が77,101円未満の場合は、きょうだいの年齢にかかわらず、第1子は半額、第2子以降が無料となります。
ただし、当該世帯が第6階層にあたる場合（所得割額63,900円以上77,101円未満）の第1子は、3歳未満児9,000円となります。
- ③世帯の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満の多子世帯については、きょうだいの年齢制限が撤廃され、家庭における第2子が半額、第3子以降が無料となります。